

観光振興のための財源の検討

令和8年1月14日(水)
岡山市宿泊税等検討委員会

観光振興のための財源の検討

- 地方自治体の自主財源の比較検討 . . . P. 1
- 観光行為に着目した課税対象の比較検討 . . . P. 5
- 検討すべき主な論点 . . . P. 6

地方自治体の自主財源の比較検討①

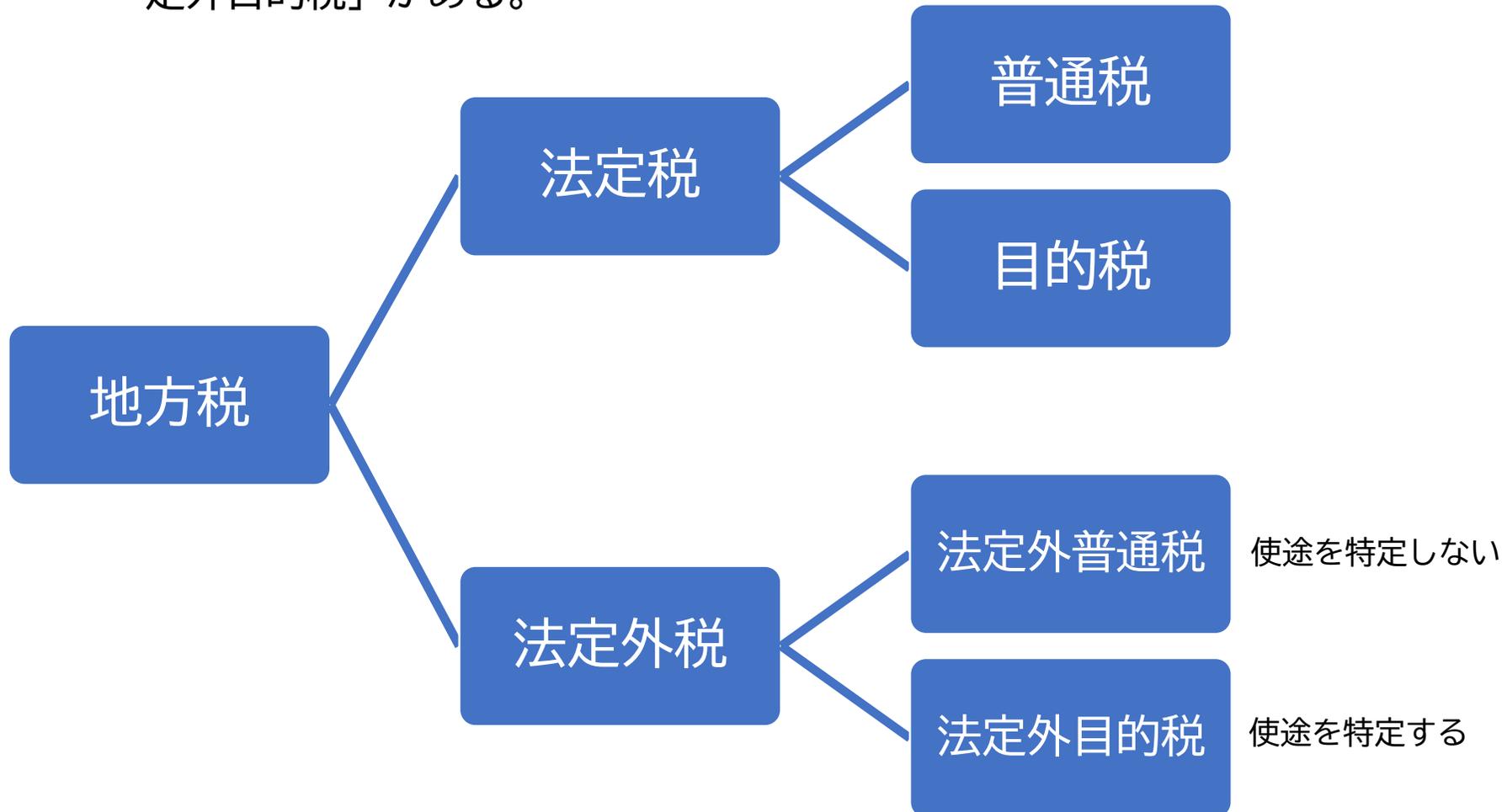
種類	自主財源		(参考)依存財源
	内容	導入事例	
地方税	<p>法定外税：地方団体が条例で定めて新設できる税目 新設に当たっては、総務大臣の同意が必要</p> <p>超過課税：地方団体が標準税率を超える税率を条例で定めて課税すること</p>	<p>○歴史と文化の環境税 (太宰府市) ○宿泊税</p> <p>○入湯税の超過課税 (別府市など)</p>	<p>地方交付税 地方譲与税 など</p>
負担金・分担金	<p>地方公共団体が行う特定の事業により特に利益を受ける者から、その事業に要する経費に充てるため、受益の限度の範囲で徴収するもの</p>	<p>○下水道事業負担金</p>	<p>国庫支出金 地方債 など</p>
使用料	<p>行政財産の使用又は公共施設の利用につき、その反対給付として徴収するもの</p>	<p>○下水道使用料 ○公共施設の貸室等使用料</p>	
手数料	<p>特定の者の提供する役務に対し、その対価として徴収するもの</p>	<p>○戸籍・証明書交付手数料</p>	
寄附金	<p>無償で金銭その他の財産を供与するもの</p>	<p>○ふるさと納税</p>	

地方自治体の自主財源の比較検討②

種類	安定性・継続性	受益と負担	規模
地方税	安定的・継続的な確保が可能	受益者を広く設定し、負担を求めることが可能	対象者の設定により規模の確保が可能
負担金・分担金	特定の事業に係るため、安定的であるが継続的な確保が難しい	受益者を個別に特定し、受益の範囲内で負担を求める必要がある	受益者を個別に特定するため、規模は限定的
使用料	安定的・継続的な確保が可能		施設等利用者、役務提供先からの徴収となるため、規模は限定的
手数料			
寄附金	善意や協力に基づくため、安定的・継続的な確保が難しい	善意や協力によるため、受益者が必ずしも負担する必要はない	対象者の設定により規模の確保は可能

地方自治体の自主財源の比較検討③

- 地方自治体は地方税法に定める税目（法定税）以外に、課税自主権に基づき、条例により税目を新設することができる。これを「法定外税」という。
- そのうち、税収の用途を特定しない「法定外普通税」と、用途を特定する「法定外目的税」がある。



地方自治体の自主財源の比較検討④

種類		導入事例	用途の限定	規模	受益と負担
地方税	法定外税 (地方税法で定められていない)	法定外普通税	用途が特定されない一般財源に充当される	対象者の設定により 規模の確保は可能	用途が特定されない一般財源に充当されるため、 支払った税金が何に使われているかを負担者が把握できない
		(例) <ul style="list-style-type: none"> 歴史と文化の環境税(太宰府市) 宮島訪問税(廿日市市) など 			
	法定外目的税	(例) <ul style="list-style-type: none"> 環境協力税(沖縄県内の4村) 遊漁税(富士河口湖町) 宿泊税(導入済み19自治体、導入予定24自治体) など 	用途が 特定される	対象者の設定により 規模の確保は可能	用途が 特定される ため、 負担者が税金の使い道(観光振興など)を把握できる
	超過課税	入湯税の超過課税	地方税法により税収を 観光振興などに要する費用に充当できる	課税対象が 限定される	用途が 特定される ため、 負担者が税金の使い道(観光振興など)を把握できる

観光行為に着目した課税対象の比較検討

観光行為	課税対象	課税対象の捕捉	徴税コスト
入域	岡山市への入域行為	入域手段が多岐にわたり、 ほぼ不可能	入域行為の把握(ゲート設置など)や課税のための コストがかかる
宿泊	宿泊施設への宿泊行為	他と比較すると、対象の特定がし易い	他の観光行為と比較すると対象の特定がしやすいため コストが少ない
交通機関利用	交通機関(バス、タクシー、鉄道、市電、船舶等)の利用	市民の日常利用と旅行者の利用との区別が 困難	関連する事業者が多く、対象の特定が困難であるため、 コストがかかる
駐車場利用	市営駐車場等の利用		
飲食	飲食店等での飲食行為		
おみやげ購入	お土産物店等でのお土産の購入		

【参考】
R6年度岡山市内の宿泊施設数
(令和7年10月3日時点)

	件数
旅館・ホテル営業	175
簡易宿泊所営業	75
民泊	54
計	304

検討すべき主な論点

法定外税の検討を行う際には

「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準及び留意事項について」（平成15年11月11日総税企第179号総務省自治税務局長通知）の内容を適宜参考とすることとされている。

法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準及び留意事項について（抜粋）

- 法定外税の目的、対象等からみて、税を手段とすることがふさわしいか
- 税以外により適切な手段がないか
- 税収入を確保できる税源があるか
- 税収入を必要とする財政需要があるか
- 公平・中立・簡素などの税の原則に反するものでないか
- 徴収方法、課税を行う期間等について、十分検討したか